



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第62号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正

（総 務 課） 2

告 示**島根県告示第248号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「
 表中

口頭による開示請求を することができる期間

 を 「

口頭により開示請求を することができる期間

 に改め、同表の島根県准看護師試験の項及び島根

県歯科技工士試験の項中「医療対策課」を「医療政策課」に改め、同表中島根県農薬管理指導士認定試験の項を削り、同表の島根県農業用廃プラスチックリサイクル処理推進員認定試験の項開示する内容の欄中「〃」を「得点」に改め、同項口頭により開示請求をすることができる場所の欄中「〃」を「農林水産部農畜産振興課」に改め、同項の次に次のように加える。

島根県農薬管理指導士認定試験	〃	〃	農林水産部食料安全推進課
----------------	---	---	--------------

表の技能検定試験の項中「科目的得点」を「科目別得点」に改め、同表の島根県職員採用試験（人事委員会が実施するものの内、第1次試験及び第2次試験に分けて実施するものに限る。）の項中「島根県職員採用試験」を「島根県職員採用選考試験」に、「実施するもの」を「実施するものに」に改める。